

2018年1月

タイ国での会計・税務処理の手順

■ 月次処理

行程	期間	参考事項
毎月の書類を当月の月末迄に当社 に送付	-	会計・税務関係の書類の一覧の項2参照
<u> </u>		
伝票、収入、支出、銀行口座の点 検	2日	御社及び当社が確認
<u> </u>		
仕訳帳に記入、元帳に転記	2日	当社(及び御社)が作成
<u></u>		
月次個人・法人の源泉徴収税の申 告・納税 <税務局>	2日	1.御社が作成し、翌月7日迄に税務局に納税し当社が確認。又は、2.当社が作成し、翌月7日迄に税務局に納税(P.N.D.1、P.N.D.3)(P.N.D.53、P.N.D.54)
<u> </u>		
月次付加価値税(VAT)の申告・ 納税 <税務局>	4日	1.御社が作成し、翌月 15 日迄に税務局に納税し当社が確認。又は、2.当社が作成し、翌月 15 日迄に税務局に納税(P.P.30、P.P.36)
\downarrow		
月次社会保険の申告・納付 <保険局>	2日	1.御社が作成し、翌月 15 日迄に保険局に納付し当社が確認。又は、2.当社が作成し、翌月 15 日迄に保険局に納付(S.P.S. 1 - 10)
↓		
月次決算書の作成 (貸借対照表、損益計算書)	5日	必要に応じ、御社又は当社が作成

■ 年次処理

行程	期間	参考事項
半期法人税の申告・納税	7日	当社が作成し、中間決算日以降2ヶ月以内に税務局に納税
<税務局>		(P.N.D.51)
\		
年次決算報告書の作成(貸借対照		当社が作成し試算を貴社に提出、監査終了後、株主総会を経て、
表、損益計算書、剰余金計算書、		決算日以降 150 日以内に税務局に申告・納税(P.N.D. 50)
株主持分変動表、キャッシュフロ		年次決算報告書は商務省へ届出
一計算書)	30 日	(DBD e-Filing 使用)2015 年 9 月
監査報告書		
年次法人税の申告・納税		
<税務局>		

■ その他処理

行程	期間	参考事項
1. 個人所得(給与)の年次源泉徴	3日	1. 御社又は当社が作成し、翌年 2 月 28 日迄に税務局へ申告
収申告書		(P.N.D. 1 K)
2. 個人所得の各自源泉徴収票		2. 必要時に御社又は当社が作成 (50-B)
3. 個人所得確定申告の計算・申		3. 御社又は個人もしくは当社が作成し、翌年 3 月 31 日迄に税務
告・納税		局へ申告・納税 (P.N.D.91)
<税務局>		

注) 税務関係の申告はインターネットを通じての申告も可能です。 社会保険の申告は指定された銀行を通じての申告も可能です。